

(平成21年3月4日報道資料抜粋)

年金記録に係る苦情のあっせん等について

年金記録確認静岡地方第三者委員会分

1. 今回のあっせん等の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとのあっせんを実施するもの	8 件
国民年金関係	2 件
厚生年金関係	6 件
(2)年金記録の訂正を不要と判断したもの	23 件
国民年金関係	12 件
厚生年金関係	11 件

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和58年4月から60年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和7年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ①昭和53年1月から同年3月まで
②昭和53年7月から54年3月まで
③昭和58年4月から60年3月まで

私は、申立期間のいずれも国民年金保険料を口座振替によって納付しており、催促を受けた覚えも無いので、申立期間が未納とされていることに納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

1 申立期間①及び②については、申立人の前妻も未納となっている上、申立人及びその前妻は、申立期間①の直前及び申立期間②の直後の納付済期間の国民年金保険料を、納付期限を大きく経過した後に複数回にわたり過年度納付している。

また、過年度納付に係る国民年金保険料は口座振替によって納付することができないため、申立人の「いずれの期間も口座振替によって納付していて、催告を受けた覚えは無い。」との主張と相違している。

さらに、申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、日記等）が無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

2 申立期間③については、申立人の前妻は国民年金保険料を納付済みであり、申立人は昭和58年度の納付記録が取り消されているものの、確認できる範囲では、還付された形跡がうかがわれなほか、取消しされた理由も不明であり、記録管理が不適切であった可能性がうかがわれる。

また、申立期間③以降の保険料を口座振替により納付しており、申立期間③当時、申立人が保険料を納付しなかったとする特段の事情がうかがえない。

- 3 その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間のうち、昭和 58 年 4 月から 60 年 3 月までの国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の昭和59年4月から60年3月までの国民年金保険料については、免除されていたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和20年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和59年4月から60年3月まで

申立期間当時、子供の高校進学等で経済的に苦しく、自分で市役所に行き国民年金保険料の免除申請をした。

同じ期間、夫の保険料は免除されているのに、自分の分が免除ではなく未納とされていることは納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人の夫は申立期間に係る国民年金保険料を免除されているが、保険料免除の所得要件は世帯収入で判断されている上、免除申請を行ったとする申立人がその夫の保険料だけ免除申請することは不自然である。

また、申立期間前の期間は夫婦共に免除期間であり、申立期間後の期間は夫婦共に納付済期間である上、平成9年以降は夫婦ほぼ同一日に保険料を納付していることが確認できる。

さらに、申立期間は、12か月と比較的短期間である。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は申立期間の国民年金保険料については、免除されていたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の、A事業所における資格喪失日は、昭和41年11月16日であると認められることから、厚生年金保険被保険者資格の喪失日の記録を訂正することが必要である。

なお、当該期間の標準報酬月額については3万6,000円とすることが妥当である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和11年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和41年4月1日から43年10月20日まで

社会保険事務所に厚生年金保険加入記録を照会したところ、A事業所における資格喪失日が昭和41年4月1日となっていた。社長が遡って社会保険脱退の手続をしたと聞いたが、その後も同僚と共に勤務していたので申立期間について被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

同僚の供述から、申立人が、昭和42年3月ごろまで、A事業所に勤務していたことが確認できるが、社会保険事務所の記録では、41年4月1日に厚生年金保険の被保険者資格を喪失している。

社会保険事務所の記録では、A事業所は、昭和41年4月1日に厚生年金保険の適用事業所ではなくなっていることが確認できる。しかしながら、申立人を含む15人の被保険者原票を見ると、同年4月1日にさかのぼった資格喪失及び同年10月の標準報酬月額定時決定の取り消し処理がされている上、15人全員の健康保険証の返納が無いことが確認できる。

また、上記資格喪失に係る処理の進達日が同年11月16日であることが確認できることから、同年11月近辺にA事業所が厚生年金保険の適用事業所でなくなった旨の処理及び当該資格喪失の処理がさかのぼって行われたことがうかがわれる。

さらに、申立人の長女が昭和41年5月19日に被扶養者の認定を受けた記録が確認できる。

これらを総合的に判断すると、申立人について、昭和41年4月1日に資格を喪失した旨の処理を行う合理的理由は無く、当該喪失処理に係る記録は有効なものとは認められないことから、申立人の資格喪失日は、同年11月16日とすることが妥当である。

さらに、昭和41年4月から同年10月までの標準報酬月額については、同年3月の社会保険事務所の記録から、3万6,000円とすることが妥当である。

一方、申立期間のうち、昭和41年11月から43年10月までの期間については、申立人は、「42年1月ごろに事業主から社会保険を脱退したことを知らされた。」と供述しており、また、従業員全員が厚生年金保険及び健康保険被保険者資格が無いにも係わらず、約2年に渡り同保険料を事業主により給与から控除されていたとは考え難いことから、厚生年金保険の被保険者であったと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社B本部における資格取得日に係る記録を昭和29年6月25日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を7,000円とすることが必要である。

なお、事業主が、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和10年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和29年6月25日から同年7月1日まで
社会保険事務所に厚生年金保険の加入記録について照会したところ、申立期間について厚生年金保険に加入していた事実は無い旨の回答を得た。

申立期間において、A社C本部からA社B本部に異動したが継続して勤務していたので、厚生年金保険加入期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

雇用保険の加入記録、健康保険組合の加入記録などから判断すると、申立人は申立てに係るA社に継続して勤務し(昭和29年6月25日にA社C本部からA社B本部に異動)、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立期間前後の社会保険事務所の記録から、7,000円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は、不明としており、このほかに確認できる関連資料、周辺事情は無いことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの被保険者資格の取得日に係る届出を社会保険事務所に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が無いことから、行ったとは認められない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社B営業所における資格喪失日に係る記録を昭和41年1月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を2万6,000円とすることが必要である。

なお、事業主が申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかではないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和10年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和40年10月20日から41年1月1日まで

社会保険事務所に申立期間に係る厚生年金保険被保険者の期間照会を行ったところ厚生年金保険に加入していた記録が無い旨の回答があったが、営業所間の転勤であり勤務は連続していたので、厚生年金保険加入期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

雇用保険の加入記録及び同僚の供述などから判断すると、申立人は、申立てに係るA社に継続して勤務し（昭和41年1月1日にA社B営業所からA社C営業所に転勤）、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、昭和40年9月の社会保険事務所の記録から、2万6,000円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は、不明としており、このほかに確認できる関連資料、周辺事情は無いことから、明らかでないとして判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの被保険者資格の喪失日に係る届出を社会保険事務所に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が無いことから、行ったとは認められない。

第1 委員会の結論

申立人が申立期間に勤務していたとするA事業所は、当時、社会保険事務所の記録では厚生年金保険の適用事業所となっていないが、適用事業所の要件を満たしていたと認められるところ、申立人は、申立期間のうち昭和43年5月から同年9月までの厚生年金保険料をA事業所により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA事業所における資格取得日に係る記録を昭和43年5月6日に、資格喪失日に係る記録を同年10月1日とし、当該期間の標準報酬月額を2万8,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和6年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和43年5月6日から同年11月30日まで
社会保険事務所へA事業所の厚生年金保険の被保険者記録を照会したところ、記録が無いとの回答を得た。
A事業所には昭和43年5月から同年11月末日まで勤務しており、厚生年金保険料を払っており、その証拠としてA事業所の給与明細書を提出しますので、厚生年金保険の被保険者記録を訂正していただきたい。

第3 委員会の判断の理由

同僚の証言、辞令及び給与明細書から判断すると、申立人は、申立てに係るA事業所に継続して勤務し、昭和43年5月から同年9月までの厚生年金保険料を事業主により控除されていたことが認められる。

また、昭和43年5月から同年9月までの標準報酬月額については、給与明細書等の保険料控除額から、2万8,000円とすることが妥当である。

一方、社会保険事務所の記録によれば、A事業所は、適用事業所としての記録が無い。しかし、同事業所は法人事業所であり、5人以上の従業員が常時勤務していたことが確認されたことから、当時の厚生年金保険法に定める適用事業所の要件を満たしていたものと判断される。

なお、事業主は、申立人の当該申立期間において適用事業所でありながら、社会保険事務所に適用の届出を行っていなかったと認められることから、申立人の昭和43年5月から同年9月までの保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

しかしながら、申立期間のうち、昭和43年10月1日以降の期間については、提出されたA事業所の43年11月分の給料支払明細書では厚生年金保険料が控除されていない上、このほかに、申立てに係る事実を確認できる関連資料、周辺事情は見当たらない。

これらを総合的に判断すると、当該期間について申立人が厚生年金保険被保険者として、厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA事業所における資格喪失日に係る記録を平成5年3月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を、4年10月から5年1月までは28万円、同年2月は20万円とすることが必要である。

なお、事業主が申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでない認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和45年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成4年10月26日から5年3月1日まで
社会保険事務所に厚生年金保険の加入記録を照会したところ、平成2年7月より勤務していたA事業所について、申立期間は厚生年金保険に加入していた事実は無い旨の回答を得た。

当該期間における給与明細書があり、厚生年金保険料の控除が確認できるので、被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

給与明細書などにより、申立人は、A事業所に継続して勤務し、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、給与明細書の厚生年金保険料控除額から平成4年10月から5年1月までは28万円とし、5年2月は20万円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る保険料を納付する義務を履行したか否かについては、A事業所が平成5年3月1日に全喪しており、当時の事業主から回答は得られず不明であり、このほかに確認できる関連資料及び周辺事情は無いことから、明らかでない判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの被保険者資格の喪失日に係る届出を社会保険事務所に行っ

たか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が無いことから、行ったとは認められない。

第1 委員会の結論

申立人の申立てに係る事業所における資格喪失日は、平成10年3月9日であると認められることから、申立期間に係る厚生年金保険被保険者資格の喪失日に係る記録を訂正することが必要である。

なお、平成8年2月から10年2月までの標準報酬月額については36万円とすることが妥当である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和24年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成8年2月29日から10年3月1日まで

自分は、平成3年7月から16年12月までの期間をA事業所に勤務していたが、10年2月に会社から社会保険を打ち切る旨の通告があり、国民健康保険の加入手続をしたところ、市役所担当課より約50万円の保険料請求があった。市役所に問い合わせると国民健康保険の加入月が8年2月にさかのぼって納付してもらうためと回答を得たが、従業員の立場として事業所に文句を言えず今日までそのままにして来た。

しかし、自分が提出した「平成10年分の所得税の確定申告書の控え（以下「確定申告書」という。）」及び「給与所得・退職所得に対する所得税源泉徴収簿（以下「源泉徴収簿」という。）」にあるとおり、平成10年2月分の給与まで社会保険料が天引きされているにもかかわらず、厚生年金保険の被保険者資格が8年1月をもって喪失になっていることは、やはり到底納得のできるものではないので、当該年金記録の訂正を求める。

第3 委員会の判断の理由

雇用保険の記録により、申立人が、平成16年12月20日までA事業所に継続して勤務していたことが確認できる。

一方、社会保険庁のオンライン記録により、A事業所における申立人を含む6名については、平成8年2月29日付けの厚生年金保険の資格の喪失及び8年10月、9年10月の標準報酬月額の定時決定の取り消しの処理が、10年3月9日にさかのぼって行われており、健康保険被保険者証も10年3月9日付

けで回収されていることが確認できる。

また、社会保険庁のオンライン記録により、A事業所の全喪の処理は、全喪日の平成10年1月1日以降の同年3月9日にさかのぼって行われていることが確認できる。しかし、上記のとおり、訂正処理前の記録から、同日において、同事業所が適用事業所としての要件を満たしていたものと認められることから、当該適用事業所でなくなったとする処理を行う合理的な理由は見当たらない。

これらを総合的に判断すると、申立人について、平成8年2月29日に資格を喪失した旨の処理を行う合理的理由は無く、当該喪失処理に係る記録は有効なものとは認められないことから、申立人の資格喪失日は、10年3月9日であると認められる。

なお、平成8年2月から10年2月までの標準報酬月額については、社会保険庁のオンライン記録から36万円とすることが妥当である。

静岡国民年金 事案 787

第1 委員会の結論

申立人の昭和61年4月から平成2年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和16年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和61年4月から平成2年3月まで

私は、昭和61年4月に国民年金第1号被保険者に該当することになったので、自ら市役所で国民年金の加入手続をし、国民年金保険料を金融機関窓口で納付していた。そのため、申立期間が未納とされていることに納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、昭和61年4月に国民年金の加入手続を行ったとしているが、申立期間直前の任意加入の喪失手続及び58年3月の母子年金の受給手続やその後の失権手続等に係る記憶が無く、国民年金の諸手続に係る記憶は明確でないと見受けられる。

また、申立人は「平成2年4月に父母に係る福祉手続の際に、市の福祉課の職員1人が付き添ってくれ、免除申請の手続をしている。」と述べており、当該免除申請手続に関する記憶は、明確であるものの、申立人には申立期間当時の保険料額及び納付頻度等の記憶も無い。

さらに、申立期間は48か月と長期間である上、申立期間に係る国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、日記等）が無く、ほかに申立期間の国民年金保険料を納付したことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和46年4月から50年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和2年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和46年4月から50年3月まで

私は、昭和55年1月にほかの市へ転居する少し前のころに、市役所の回覧板で特例納付できることを知り、姉にも勧められたので、国民年金保険料をさかのぼって一括納付した。納付金額は30万円から40万円ぐらいだった。申立期間が未納とされていることに納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

申立人の国民年金手帳記号番号は昭和53年3月31日に夫婦連番で払い出されており、申立人の特殊台帳を見ると、申立人は36年4月から46年3月までの10年間の国民年金保険料について、53年11月、54年1月、同年7月及び同年12月の4回に分けて特例納付しているが、申立人の受給資格期間は21年(252か月)であり、50年4月から60歳到達までの143か月の保険料を納付すれば合計263か月となることから、受給資格期間を満たすための月数の保険料を特例納付したと考えられる。

また、申立人の夫も同様に昭和36年4月から38年3月までの2年間の国民年金保険料を特例納付しているが、50年4月から60歳到達までの287か月の保険料を納付すれば合計311か月となることから、受給資格期間である300か月を満たすための月数の保険料を納付したと考えられる。

さらに、申立人が昭和54年12月1日に特例納付した39年4月から46年3月までの保険料額は84か月分で33万6,000円であり、同日に特例納付した申立人の夫の12か月分の保険料額4万8,000円を加えると38万4,000円となり、納付金額が30万円から40万円だったという申立人の記憶は、当該期間の特例納付のものと考えられる。

加えて、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連

資料（預金通帳、家計簿等）は無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和 47 年 4 月から同年 8 月までの期間、同年 12 月から 50 年 12 月までの期間及び 55 年 12 月から 59 年 1 月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 25 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ①昭和 47 年 4 月から同年 8 月まで
②昭和 47 年 12 月から 50 年 12 月まで
③昭和 55 年 12 月から 59 年 1 月まで

申立期間①及び②のころ、私は店を経営していた母親と同居しており、国民年金の加入手続と国民年金保険料の納付は母親がしてくれていた。

申立期間③のころは、2 歳の子供を養っていたこともあり国民健康保険に加入していた。国民健康保険の加入手続と同時に国民年金に再度加入していたはずであり、未納とされていることに納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

申立期間①及び②については、申立人は、国民年金の加入手続及び国民年金保険料の納付に直接関与していないため、当時の記憶が定かではなく、これをしたとされる申立人の母親からも確認できないため、当時の状況が不明である。

また、申立期間③については、申立人は「国民健康保険に加入すると自動的に国民年金に加入すると思っていた。」としており、国民年金保険料の納付の記憶及び一緒に納付していたとする国民健康保険料についての記憶も曖昧である。

さらに、申立人の国民年金手帳記号番号は、昭和 62 年 4 月に払い出されており、申立期間は未加入期間とされていたことから、納付書が発行されることはなく、国民年金保険料を納付することができなかったと考えられる。

加えて、申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、日記等）が無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和36年度中の6か月、37年度中の6か月、昭和38年4月から39年3月までの期間、39年10月から47年3月までの期間、47年7月から61年8月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

また、昭和36年度中の6か月、37年度中の6か月、昭和39年4月から同年9月までの期間及び47年4月から同年6月までの期間の国民年金保険料納付記録を訂正する必要は無い。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 大正15年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和36年4月から61年8月まで

受給要件を満たさないため、年金の受給はできない旨の通知をもらったが、忙しくても、市の集金人が来れば小切手などで国民年金保険料を納付していたので、未納期間があることは納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は国民年金の加入手続や保険料の納付についての記憶が曖昧であり、申立期間のうち、昭和36年度中の6か月、37年度中の6か月、昭和39年4月から同年9月までの期間及び47年4月から同年6月までの期間は納付済期間、50年4月から58年3月までの期間は申請免除期間となっている。

また、申立人の国民年金手帳記号番号は昭和36年5月ごろに夫婦連番で払い出されており、申立人が未納又は申請免除となっている期間については、申立人の夫も同様に未納又は申請免除となっている。

さらに、申立期間は長期間であり、申立人が国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立期間のうち、そもそも申立て前から納付済みとされている昭和36年度中の6か月、37年度中の6か月、昭和39年4月から同年9月までの期間及び47年4月から同年6月までの期間を除き国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和59年5月から61年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和24年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和59年5月から61年3月まで

私は、昭和52年8月から国民年金に任意加入し、国民年金保険料を自治会の集金により納付しており、資格喪失の процедуруをした記憶も無いので、申立期間が未加入期間とされていることに納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

申立人が所持している国民年金手帳に、昭和59年5月31日に国民年金被保険者の資格を喪失したと記載されている上、申立人が居住する市の国民年金被保険者名簿にも当該年月日に申立人は国民年金の資格を喪失したと記載されており、申立人はこのころ国民年金被保険者の資格喪失の процедуруを行ったと考えるのが自然である。

また、申立期間当時の保険料額や納付方法等について申立人の記憶が曖昧である上、申立期間の保険料が納付されていたことを示す関連資料（家計簿、日記等）も無い。

さらに、申立期間以外にも複数の未加入期間がある。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和55年4月から56年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和23年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和55年4月から56年3月まで

私は、退職後すぐに国民年金に加入し、国民年金保険料を銀行で毎月納付していた。加入手続の時に、同級生だった市役所の担当職員から将来のために保険料を納めるべきだと言われ、付加保険料も納付していたため、納付済期間の間が未納とされていることに納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、「国民年金保険料を毎月納付し、さかのぼって一括で納付したことはない。」と述べているが、申立人が所持する確定申告書控には、申立期間の前後は社会保険料控除をしているものの、申立期間である昭和55年分のみ社会保険料控除をしていない。

また、申立期間当時、申立人は国民年金保険料を毎月納めていたとしているが、申立人が居住していた市において、毎月保険料を納付することが可能となったのは昭和56年4月以降であり、申立人の預金通帳でも保険料と一致する額が同年4月から毎月引き落とされているため、申立人の記憶は同年4月以降のものと考えられる。

さらに、申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、日記等）が無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

静岡国民年金 事案 793

第1 委員会の結論

申立人の昭和58年4月から61年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和24年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和58年4月から61年3月まで
60歳になるので、自分の年金記録を確認したところ、申立期間が未加入となっていることに気付いた。私は昭和58年4月ごろに任意加入を辞めるような手続をした覚えは無い。そのため、未加入とされていることに納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、当初、申立期間に係る国民年金保険料は自分自身で納めた記憶は無く、夫の勤務先の会社が納付したはずと主張していたが、申立期間当時、同社では、従業員の配偶者の保険料を納付していた事実はないとしている。

また、申立人は意見聴取の過程で申立期間当時の国民年金保険料は自分自身で納付していたと述べるなど、主張に変遷がみられ、その記憶は明確ではない。

さらに、申立人は国民年金の加入を辞めた記憶はないとしているが、申立人の所持する国民年金手帳（昭和44年11月1日発行）を見ると、58年4月6日に資格喪失したことが記載されており、ほかに申立期間に係る国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、日記等）は無く、納付状況は不明である。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和63年9月及び同年10月の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和8年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和63年9月及び同年10月

私は、昭和63年9月にそれまで勤めていた会社を退職してからすぐに市役所で妻と共に国民年金の加入手続をした。国民年金保険料は妻の分と一緒に私が市役所で現金で納付したので、申立期間が未加入期間とされていることに納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、昭和63年9月に申立人の妻と一緒に国民年金の加入手続をしたと主張しているが、一緒に加入手続を行ったとするその妻が国民年金の第3号被保険者から第1号被保険者に種別変更を行い、申立期間に係る国民年金保険料を納付したのは、申立期間後の平成元年7月ごろであり、申立人の主張する加入時期と相違する。

また、申立人は昭和61年11月から共済年金を受給しており、申立期間は任意加入期間となるため、その妻と共に平成元年7月に加入手続をすることはできず、さかのぼって国民年金に加入し保険料を納付することはできなかつたと考えられる。

さらに、申立期間に係る保険料の納付及び保険料額について申立人の記憶は曖昧である上、申立期間の保険料を納付していたことを示す関連資料(家計簿、日記等)も無い。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和51年2月から同年5月までの期間及び57年4月の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 28 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ①昭和 51 年 2 月から同年 5 月まで
②昭和 57 年 4 月

私は、国民年金と厚生年金保険の切替手続のたびに国民年金保険料の未納が無いことを確認してきたので、申立期間①、②が国民年金に未加入であり、国民年金保険料を払っていないとされていることに納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は国民年金の加入手続及び保険料の納付に関する記憶がほとんど無く、申立期間①及び②に係る国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿・日記等）も無く、状況は不明である。

また、申立人の国民年金手帳を見ると、初めて国民年金の被保険者となった日は昭和 51 年 10 月 27 日となっている上、申立期間②は、任意加入対象期間であるが、当該期間に係る資格取得の記載は無く、申立人は 57 年 5 月 20 日に国民年金資格を再取得しているため、申立期間①及び②は国民年金の未加入期間とされている。

さらに、申立人の国民年金手帳、社会保険庁の特殊台帳（マイクロフィルム）及び申立人が居住していた市町の国民年金被保険者名簿の記録に齟齬は無く、申立人が申立期間②当時居住していた町の国民年金被保険者名簿を見ると、申立期間①及び②に係る国民年金保険料について、「不用」との押印がされているなど、申立人が申立期間①及び②に係る保険料を納付することができたとは考え難い。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和41年4月から47年9月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和10年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和41年4月から47年9月まで

妻が青色申告に出向いた際、係の人に勧められたため、夫婦で国民年金に加入し、過去の国民年金保険料も納付した。当時、十分な収入があり、保険料が納付できない状況ではなかったため、申立期間が未納とされていることは納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人夫婦は納付金額等についての記憶が無く、申立期間に係る国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料(家計簿、確定申告書等)も無いため、納付状況は不明である。

また、社会保険庁の特殊台帳(マイクロフィルム)及び申立人が居住する市の被保険者名簿を見ると、申立人夫婦は第2回特例納付により、昭和36年度から40年度までの国民年金保険料を昭和50年7月から同年12月までの間に4回(最終納付日は昭和50年12月17日)に分けて順次納付している。このことから、申立人夫婦は計画的に特例納付を行っていたことがうかがえ、第2回特例納付の実施期間が50年12月末までであることから、41年度以降の保険料については、第2回特例納付が終了したため、納付できなかったと考えても不自然ではなく、さらに、申立人夫婦は第3回特例納付制度により保険料を納付した記憶は無い。

加えて、申立人の妻も申立期間の国民年金保険料は未納である。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和41年4月から47年9月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和10年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和41年4月から47年9月まで
商工会議所で青色申告した時に、係の人から「年金に加入していないようだが加入した方が良い。さかのぼって切符を切るなのでこれで納付しなさい。」と言われ、過去の国民年金保険料を納めたため、申立期間が未納とされていることには納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人夫婦は納付金額等についての記憶が無く、申立期間に係る国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料(家計簿、確定申告書等)も無いため、納付状況は不明である。

また、社会保険庁の特殊台帳(マイクロフィルム)及び申立人が居住する市の被保険者名簿を見ると、申立人夫婦は第2回特例納付により、昭和36年度から40年度までの国民年金保険料を昭和50年7月から同年12月までの間に4回(最終納付日は昭和50年12月17日)に分けて順次納付している。このことから、申立人夫婦は計画的に特例納付を行っていたことがうかがえ、第2回特例納付の実施期間が50年12月末までであることから、41年度以降の保険料については、第2回特例納付が終了したため、納付できなかったと考えても不自然ではなく、さらに、申立人夫婦は第3回特例納付制度により保険料を納付した記憶は無い。

加えて、申立人の夫も申立期間の国民年金保険料は未納である。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

静岡国民年金 事案 798

第1 委員会の結論

申立人の昭和42年6月から43年5月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和22年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和42年6月から43年5月まで
母親から「国民年金は20歳から強制で加入することが義務付けられているので加入し、国民年金保険料を納付している」と言われたので、申立期間が未加入期間とされていることに納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

申立期間に係る国民年金の加入手続及び保険料の納付に申立人は直接関与しておらず、これを行ったとする申立人の母親は既に他界しており状況確認ができないため、申立期間に係る加入状況及び納付状況は不明である。

また、申立人の国民年金手帳記号番号は、昭和43年7月2日に払い出されており、これ以前に別の国民年金手帳記号番号が払い出された形跡も見当たらないことから、申立人はこのころ国民年金に加入し、同年6月24日を資格取得日としたと考えられ、申立期間は未加入期間となる。

さらに、申立期間の保険料を納付していたことを示す関連資料(家計簿、日記等)も無い。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 10 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ①昭和 27 年 12 月ごろから 30 年ごろまで
(A事業所)
②昭和 25 年ごろから 33 年ごろまで
(B事業所、C事業所)

A事業所、B事業所及びC事業所に勤務していた期間について、社会保険事務所に厚生年金保険の加入記録について照会したところ、申立期間について厚生年金保険に加入していた事実は無い旨の回答を得た。

健康保険証と厚生年金保険被保険者証をもらった覚えがあるので、当該期間について被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人が申立期間①及び②に係る厚生年金保険料を事業主により控除されていたことを確認できる給与明細書等の関連資料は無い。

申立期間①について、A事業所はD事業所と改組しているため、社会保険事務所が管理するD事業所の健康保険厚生年金保険被保険者名簿の健康保険番号 68 番（昭和 27 年 4 月 1 日取得）から、同番号 133 番（昭和 31 年 4 月 1 日取得）までの被保険者を確認したが、この間に欠番は無く、申立人の氏名は見当たらず、申立人の氏名が脱落した^{こんせき}痕跡も認められない。

また、D事業所において、関連資料を調査するも、保存期間経過により廃棄されていたため、申立てに係る事実を確認する事はできない。

さらに、申立人が同時期に勤務したとする同級生の厚生年金保険の記録も確認できない。

申立期間②について、B事業所は厚生年金保険に加入しておらず、C事

業所について、社会保険事務所が管理するC事業所の健康保険厚生年金保険被保険者名簿の健康保険番号1番（昭和30年6月1日取得）から、同番号51番（昭和34年5月1日取得）までの被保険者を確認したが、この間に欠番は無く、申立人の氏名は見当たらず、申立人の氏名が脱落した痕跡こんせきも認められない。

また、申立てに係るC事業所において、申立期間当時勤務していた者より、「厚生年金保険に加入しない短期間の勤務者がいた、E鉄道で働いたとすればB事業所で勤務したことになる。」との証言を得た。

さらに、申立てに係るC事業所は既に全喪しているため、申立内容を確認できる関連資料、周辺事情は見当たらない。

このほか、申立てに係る事実を確認できる関連資料、周辺事情は無い。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和15年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ①昭和30年7月1日から33年5月22日まで
②昭和33年12月10日から37年7月9日まで

社会保険事務所へ厚生年金保険の加入期間について照会したところ、申立期間については脱退手当金が支給済みであるとの回答を得た。しかし、脱退手当金の説明を受けたことは無く、受け取った記憶も無いので、年金額に反映される厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間である2回の厚生年金保険被保険者期間に係る被保険者記号番号は同一番号で管理されているにもかかわらず、申立期間後の厚生年金保険被保険者期間は別の番号となっており、脱退手当金を受給したために番号が異なっているものと考えるのが自然である。

また、申立人の脱退手当金は、昭和38年3月11日に支給決定されているが、申立人は、申立期間に係る事業所を退職後、53年9月8日まで公的年金制度への加入歴が無い申立人が脱退手当金を受給することに不自然さやうかがえない上、申立人から聴取しても受給した記憶が無いというほかに脱退手当金を受給していないことをうかがわせる事情は見当たらない。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 大正7年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和18年2月1日から同年10月31日まで

自分自身で所持していた厚生年金保険被保険者証において、はじめて資格を取得した年月日が昭和18年2月1日と記載されているが、A事業所における厚生年金保険の資格取得日が同年12月1日となっていたため、平成19年7月に社会保険事務所に確認したところ、同年11月1日に訂正され、自分の年金記録の管理状況に不満があります。

A事業所における厚生年金保険の資格取得日を厚生年金保険被保険者証と同じ昭和18年2月1日に訂正していただきたく申立てをします。

第3 委員会の判断の理由

申立人が申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により控除されていたことを確認できる給与明細書等の関連資料は無い。

また、申立人が提出した厚生年金保険被保険者証（再交付）において、はじめて資格を取得した年月日は昭和18年2月1日となっているが、この厚生年金保険被保険者証（再交付）に記載されている被保険者台帳の記号番号について、社会保険事務所が管理する厚生年金保険被保険者記号番号払出簿にて確認したところ、当該記号番号の資格取得年月日は同年12月1日となっており、同年2月1日と記載されていない。

さらに、申立人は同時期に入社した同僚名を覚えていないが、前述した厚生年金保険被保険者記号番号払出簿では、申立人を含めて5人が同時に資格を取得していることが確認でき、この5人すべてについて、社会保険事務所の管理する健康保険厚生年金保険被保険者名簿において、厚生年金保険の資格取得日は昭和18年11月1日と確認できる。

加えて、申立てに係る事業所は、B事業所（現C事業所）に吸収合併されているため、C事業所の社会保険等を担当している部門に照会したが、「昭和18年当時の資料は保管されておらず、申立人の在籍を確認することができない。」旨の回答を得た。

したがって、社会保険事務所が厚生年金保険被保険者証を再交付した際に、初めて資格を取得した年月日を誤って記入し、申立人に交付してしまったことは推認することができるが、申立期間において申立人が実際に申立てに係る事業所に在籍を確認できる関連資料、周辺事情及び証言は得ることはできなかった。

このほか、申立てに係る事実を確認できる関連資料、周辺事情は無い。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男 (死亡)
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 大正6年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和18年3月1日から23年ごろまで

A事業所に勤務していた期間について、社会保険事務所に厚生年金保険の加入記録を照会したところ、当該期間については厚生年金保険に加入していた事実はない旨の回答を得た。

A事業所に入社した日付が記載されている同社の職員簿の写しを入手しており、当時、勤務したことは確かなので、厚生年金保険加入期間として認めてほしい。

(注) 申立ては、死亡した申立人の妻が、申立人の納付記録(年金記録)の訂正を求めて行ったものである。

第3 委員会の判断の理由

申立人が申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により控除されていたことを確認できる給与明細書等の関連資料は無い。

また、当時勤務していたと考え得るA事業所のB工場及びC工場、A事業所の関連事業所と考えられるD事業所及びE事業所に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿を調査したが、いずれの被保険者名簿にも申立人の氏名は見当たらない。

さらに、A事業所B工場はF事業所と社名を変更し現存しており、申立人が提出した職員簿とは同社が保存していた資料であるが、同資料には、申立人が昭和18年3月1日に入社したと共、日付は不明ながら、何らかの理由で申立人と同社との雇用関係が解消したと考えられる「解用」の記載は見られるものの、同社には当該職員簿以外の関連書類は保存されていないため、同社における申立人の在籍期間を特定することができ

ず、申立期間における保険料控除の状況を確認できる関連資料や証言も得ることができなかった。また、同資料に記載されている者には、申立期間に厚生年金保険の被保険者となっていない者（申立人と同一日に入社した記録になっている者を含む）、あるいは、被保険者になっているが、同資料に記載された入社日とは異なる日付で資格取得している者がいることが確認できる。

このほか、申立てに係る事実を確認できる関連資料、周辺事情は無い。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 大正 15 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 19 年 1 月から 20 年 5 月 1 日まで
社会保険事務所に厚生年金保険の加入記録を照会したところ、期間について厚生年金保険の加入記録が無い旨の回答があった。
A地区のB社本社に入社し、約1か月後にB社C工場に転勤しており、申立期間について被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人が申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により控除されていたことを確認できる給与明細書等の関連資料は無い。

また、申立期間の当初から昭和19年10月1日までは、一部の筋肉労働者に適用される労働者年金保険法が施行されていたものであり、申立人は、「B社本社では事業所の疎開のための作業を行い、B社C工場では生産工程の管理業務に従事していた。」としていることから、申立人が労働者年金保険に加入していたとまでは考え難く、社会保険事務所が管理するA地区にあるB社の労働者年金保険被保険者名簿で18年12月2日から20年1月1日までに資格を取得した被保険者を確認したが、申立人の氏名は見当たらない。

さらに、申立内容及び申立人が挙げた同僚の証言などから、申立人がB社C工場で勤務していたことは推認されるが、この同僚についても社会保険庁の管理する記録では、同社に係る年金記録は確認できない。

加えて、社会保険事務所が管理するB社C工場の健康保険厚生年金保険被保険者名簿の健康保険番号283番（昭和17年11月11日取得）から同番号1119番（昭和20年4月7日取得）までの被保険者を確認したが、申

立人の氏名は見当たらない。

このほか、当該事業所は既に全喪しているため、申立てに係る事実を確認できる関連資料、周辺事情は無い。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和19年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ①昭和35年4月1日から同年9月6日まで
②昭和35年9月9日から40年4月26日まで

自分が年金を受給する年齢となり、申立期間の厚生年金保険の加入記録が年金額に反映されていないことがわかった。支払われたとする当該申立期間に係る脱退手当金については、自分は受給した記憶は無いので、年金として受け取れるようにしてもらいたい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間である2回の厚生年金保険被保険者期間に係る被保険者記号番号は同一番号で管理されているにもかかわらず、申立期間後の厚生年金保険被保険者期間は別の番号となっており、脱退手当金を受給したために番号が異なっているものと考えるのが自然である。

また、申立人の脱退手当金の支給額に計算上の誤りは無く、一連の事務処理に不自然さはいかたがえない。

さらに、申立人から聴取しても受給した記憶が無いというほかに脱退手当金を受給していないことをうかがわせる事情は見当たらない。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 14 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ①昭和 29 年 4 月 1 日から 30 年 5 月 25 日まで
②昭和 30 年 6 月 19 日から 34 年 1 月 4 日まで
③昭和 34 年 1 月 5 日から 35 年 1 月 15 日まで

社会保険事務所で厚生年金保険の加入記録を確認したところ、申立期間については脱退手当金が支給済みであるとの回答であったが、自分は脱退手当金を受給した記憶が無いので、申立期間を年金額に反映される厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間③に係る事業所から提出された名簿の申立人の欄には、「35. 2、脱」と記載されていることから、事業主による代理請求がなされた可能性が高いものと考えられる。

また、申立期間である3回の厚生年金保険被保険者期間に係る被保険者記号番号は同一番号で管理されているにもかかわらず、申立期間後の厚生年金保険被保険者期間は別の番号となっており、脱退手当金を受給したために番号が異なっているものとするのが自然である。

さらに、申立期間の脱退手当金は、支給額に計算上の誤りは無く、申立期間に係る厚生年金保険資格喪失日から約2か月後の昭和35年3月18日に支給決定されている上、厚生年金保険被保険者台帳には同年2月17日に脱退手当金の算定のために必要となる標準報酬月額等を、厚生省から当該脱退手当金の裁定庁へ回答したことが記録されているなど、一連の事務処理に不自然さはいかたがえない。

加えて、申立人から聴取しても受給した記憶が無いというほかに脱退手当金を受給していないことをうかがわせる事情は見当たらない。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 12 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 28 年 7 月 14 日から 34 年 4 月 28 日まで
年金を受給する時点で加入記録を調べたら、申立期間について脱退手当金が支給されていることになっていた。しかし、自分は脱退手当金を一切受け取っていないので、年金額に反映される厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人が勤務していた事業所の健康保険厚生年金保険被保険者名簿の申立人が記載されているページとその前後併せて4ページに記載されている厚生年金保険の被保険者期間が2年以上ある女性のうち、申立人の厚生年金保険資格喪失日である昭和 34 年 4 月 28 日の前後2年以内に資格を喪失した者が 11 名確認でき、この 11 名のうち、資格喪失後6か月以内に転職し、他の事業所で厚生年金保険に加入していた1名を除く 10 名の脱退手当金の支給記録を確認したところ、10 名について資格喪失日から6か月以内に脱退手当金の支給決定がなされている上、当時は通算年金制度創設前であったことを踏まえると、申立人についても事業主による代理請求がなされたものと考えられる。

また、申立期間の脱退手当金は、支給額に計算上の誤りは無く、申立期間に係る厚生年金保険資格喪失日から約2か月後の昭和 34 年 7 月 2 日に支給決定されているなど、一連の事務処理に不自然さはいかたがえない。

さらに、申立人から聴取しても受給した記憶が無いというほかに脱退手当金を受給していないことをうかがわせる事情は見当たらない。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 17 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 36 年 12 月ごろから 38 年 3 月ごろまで
A事業所に勤務していた期間について、社会保険事務所に厚生年金保険の加入記録について照会したところ、申立期間について厚生年金保険に加入していた事実はない旨の回答を得た。
給与明細書等はないが、働いていたことは事実であるので、当該期間について被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人が申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により控除されていたことを確認できる給与明細書等の関連資料はない。

また、B事業所（申立期間当時はA事業所）が保管していた申立人に係る「履歴書」によれば、申立人は、昭和 35 年 10 月 2 日に臨時雇用員として採用され、38 年 1 月 1 日に試用員となり、同年 3 月 1 日に職員になったことが確認できる。なお、申立人は、同日から共済組合に加入していることが確認できる。

しかし、A事業所では、昭和 38 年 9 月まで試用員・臨時雇用員は年金の加入対象外であり、同年同月 7 日策定の「臨時雇用員等社会保険事務処理規程」に基づき、同年 10 月 1 日から試用員・臨時雇用員は一定の条件を満たした時点から健康保険・厚生年金保険に加入できることとなったが、申立期間は、同規程の策定前である。

このほか、申立てに係る事実を確認できる関連資料、周辺事情はない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和10年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和29年3月28日から33年4月1日まで
社会保険事務所へ厚生年金保険の加入期間について照会したところ、申立期間については脱退手当金が支給済みであるとの回答であった。しかし、自分は退職時に退職金や脱退手当金など金銭的なものは一切受け取った記憶が無いので調べてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人の脱退手当金は、支給額に計算上の誤りは無く、申立期間に係る厚生年金保険被保険者資格喪失日から約2か月後の昭和33年5月28日に支給決定されているなど、一連の事務処理に不自然さはない。

また、申立人から聴取しても受給した記憶が無いというほかに脱退手当金を受給していないことをうかがわせる事情は見当たらない。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 13 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 31 年 5 月 22 日から 32 年 12 月 29 日まで
社会保険事務所に厚生年金保険の加入記録について照会したところ、申立期間について厚生年金保険に加入していた事実は無い旨の回答を得た。
給与明細書等はないが、同僚と同じ日に退職しているので、当該期間について被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人が申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により控除されていたことを確認できる給与明細書等の関連資料はない。

また、社会保険事務所に管理するA事業所の健康保険厚生年金保険被保険者名簿の申立人の健康保険番号 34 番(昭和 30 年 9 月 26 日取得、31 年 5 月 22 日喪失)から 50 番(昭和 35 年 10 月 1 日取得)までの被保険者を確認したが、この間に欠番は無く、34 番以外に申立人の氏名は見当たらず、申立人の氏名が脱落した痕跡こんせきも認められない。

さらに、A事業所に照会したところ、「申立期間当時の事業主は既に亡くなっており、当時の資料も残っていない。」としていることから、申立期間における厚生年金保険の適用、保険料控除を確認できる関連資料や証言を得ることはできなかった。

このほか、申立てに係る事実を確認できる関連資料、周辺事情はない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。